

申請前にご相談下さい。

令和5年度 商店街・個店 PR 事業 申請手続きについて

- ① 事前に事務局連絡
- ② 様式①②提出
- ③ 審査
- ④ 認定書送付
- ⑤ 様式③④書提出
- ⑥ 審査
- ⑦ 市商連が業者に支払い
- ⑧ 申請商店街が市商連に2分の1振込
- ⑨ 完了通知書送付

- ④認定通知書が申請商店街に届いた後に業者から市商連宛の請求書が必要。
- 業者への支払いを市商連が行うこと。
- 上限の15万円を超える分に関しては申請商店街から直接業者へ支払いすること。
- 手順通り行わないと補助ができませんので注意！
- 2社以上に支払いがあり、15万円以上ある場合は申請商店街が割振りを決めること。
- 事後申請はできません。

(例) 補助対象経費 15万円の場合

